

熱中症対策マニュアル

(2025 年 6 月 1 日施行対応版)

事業所名：たまご訪問看護ステーション

管理責任者：小前 智世

■目的・適用範囲

本マニュアルは、訪問看護に従事する看護師・理学療法士・事務職員・管理者等を対象に、猛暑下の訪問業務における熱中症の予防および重篤化防止を図ることを目的とする。

【1】 義務化のポイント（改正労働安全衛生規則）

対 象 作 業：WBGT 28℃以上 または 気温 31℃以上の環境下で、連続 1 時間以上／1 日 4 時間超
従事する作業（屋外訪問・冷房不十分な屋内を含む）。

事業者義務：①熱中症のおそれのある労働者を発見・報告する体制の整備

②発症時の実施手順（応急処置・搬送・連絡）の作成

③これらを関係労働者へ周知

罰 則：違反後は 6 か月以下の懲役 または 50 万円以下の罰金（労安衛法第 119）

WBGT・気温は環境省「熱中症予防情報サイト」で日々確認。

【2】 訪問前チェック

項目	確認内容
環境情報	WBGT 値/気温/湿度/暑さ指数（環境省サイト）
ルート調整	高温時間帯（10-15 時）を避け訪問手順を再編
装備携行	保冷剤・冷却タオル・経口補水液・体温計・氷嚢・日傘
体調確認	睡眠・食事・持病（心疾患・糖尿病）/服薬（利尿剤等）
連絡手段	スマホ充電 100%/ステーション・管理者連絡先を確認

【3】 訪問中の予防行動

- 20 分～30 分ごとのこまめな水分補給（利用者宅でも遠慮せず声をかける）
- 訪問時は車内エアコンで小休止。※車によってアイドリングストップ時に冷房が止まるので周知
- 通気性の良い服装/帽子/日傘/冷感インナーを活用
- 屋外移動を最小化。
- 入浴介助等の訪問が続いていないか確認して訪問調整を実施。
- 訪問先が高温の場合は、記録・処置を最小限に切り上げ別室・車内へ避難
- 同行者や事務所内にて互いに顔色・発汗・応答を確認し合う

【4】 熱中症の症状と対応（3 段階）

重症度	主な症状	対応・処置
I 度 軽症	めまい・たちくらみ・こむら返り（筋肉痛） 大量発汗・生あくび	涼所へ移動し安静。水分＋塩分（経口補水液）を補給。 管理者へ報告。必要時は業務中止し病院受診。
II 度 中等症	頭痛・嘔吐・倦怠感・集中力/判断力低下 体がだるい	速やかに医療機関受診。経口補水液を少量ずつ。首・脇・ 鼠径部を冷却。管理者へ即報告。訪問を中止し病院受診。
III 度 重症	意識障害・けいれん・呼びかけへの応答異常 高体温（39℃超）・歩行困難	直ちに 119 番通報。全身冷却を継続（衣服ゆるめ濡れタオル ＋扇風/氷）意識障害時は飲ませない。到着まで観察。 自らが重症の場合は周囲の人に助けを求め 119 番通報依頼。

【5】 緊急時報告・連絡体制

□発症/発見

- ▶本人・同行者や事務所内の職員が即時連絡▶ステーション管理者▶医療機関/119▶管理者→労基署
（※重症・死亡時）

【6】 応急処置手順

- ① 涼 所 へ →移動・日陰/車内エアコン
- ② 衣服ゆるめ→ベルト・襟元を開放
- ③ 冷 却 →首・脇・鼠径部を氷嚢で
- ④ 水 分 補 給 →意識明瞭時のみ経口補水液
- ⑤ 1 1 9 番 →意識障害あれば即通報/飲ませない
- ⑥ 継 続 冷 却 →搬送到着まで冷却・観察

策定日：2026 年 7 月 10 日